

第5表 家事審判・調停事件の審理期間

事 件	既				済	
	総 数	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内
審 判 事 件 総 数	594 936	451 384	105 160	23 403	10 655	3 619
甲 類 審 判 事 件	579 828	448 277	100 418	19 963	8 352	2 514
乙 類 審 判 事 件	15 108	3 107	4 742	3 440	2 303	1 105
調 停 事 件 総 数	130 547	14 942	46 801	41 252	21 284	5 298
乙 類 調 停 事 件	57 745	7 912	19 619	16 110	9 830	3 427
乙 類 以 外 の 調 停 事 件	72 802	7 030	27 182	25 142	11 454	1 871

(注) 既済の平均審理期間を算出するときに用いる代表値は次のとおりである。1月以内(0.5)、3月以内(2.0)、6月以内(4.5)、1年以内(9.0)、2年以内(18.0)。また、未済の代表値は次のとおりである。3月以内(1.5)、6月以内(4.5)、1年以内(9.0)、2年以内(18.0)、3年以内(30.0)、3年を超える(48.0)

第6表 審判前の保全処分及びその取消事件の新受, 既済, 未済
 手続別事件別件数—全家庭裁判所

保 全 処 分 及 び そ の 取 消 事 件	新 受	既 済					未 済
		総 数	認 容	却 下	取 下 げ	そ の 他	
総 数	1 656	1 602	676	177	694	55	482
財 産 の 管 理 者 の 選 任 等 の 申 立 て	346	338	250	12	67	9	62
財 産 の 管 理 者 の 後 見 等 を 受 け る べ き こ と を 命 ず る 処 分 の 申 立 て	74	79	54	2	22	1	12
仮 差 押 え , 仮 処 分 そ の 他 の 保 全 処 分 の 申 立 て	1 105	1 056	327	150	542	37	372
う ち 金 銭 仮 払 仮 処 分	夫 婦 同 居 等 (乙 1)	1	1	-	-	1	-
	婚 姻 費 用 分 担 (乙 3)	200	209	71	7	122	9
	子 の 監 護 (乙 4)	29	26	8	4	14	-
	扶 養 (乙 8)	4	5	-	-	5	-
う ち 子 の 引 渡 し を 命 ず る 仮 処 分	そ の 他	55	49	30	1	18	-
	子 の 監 護 (乙 4)	597	546	140	113	272	21
	親 権 者 変 更 等 (乙 7)	14	16	7	-	6	3
養 子 と な る べ き 者 の 監 護 者 選 任 の 申 立 て	28	29	8	1	20	-	6
親 権 者 , 管 理 権 者 等 の 職 務 執 行 停 止 又 は 職 務 代 行 者 選 任 の 申 立 て	7	5	1	-	4	-	2
親 権 者 , 管 理 権 者 等 の 職 務 執 行 停 止 又 は 職 務 代 行 者 選 任 の 申 立 て	100	105	36	12	51	6	23
児 童 と の 面 会 又 は 通 信 の 制 限 の 申 立 て 1)	1	4	-	-	4	-	-
児 童 の 身 辺 へ の つ き ま と い 又 は 住 所 等 の 付 近 の は い か い 禁 止 の 申 立 て 2)	-	-	-	-	-	-	-
審 判 前 の 保 全 処 分 の 取 消 し の 申 立 て	23	15	8	1	4	2	11

(注) 「うち金銭仮払仮処分」及び「うち子の引渡しを命ずる仮処分」の内訳は、本案審判事件である。
 1) 児童との面会又は通信の制限の申立ての新受の数値は、平成20年1月から3月までのものである。
 2) 児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立ての数値は、平成20年4月から12月までのものである。

